

スタッフラインズ株式会社（以下「甲」という）とスタッフラインズ労働者の過半数を代表とする者と、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次の通り協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（以下「通達」という。）に定める「賃金構造基本統計調査」と「職業安定業務統計」を用いて、より実態に近い職種を選択している。「賃金構造基本統計調査」を基本とするが、業務の実態を踏まえ最も適合する職種が「職業安定業務統計」にあれば、そちらを採用する。

該当職種については、別表参照とする。

(2) 通勤手当については、第6条のとおりとする。

(3) 地域調整については、就業地が宮崎県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「宮崎県」により調整

(4) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給とは分離し、法律の定めに従って支給する。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1-2のとおりとする。

(1) 別表1-2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1-2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10年

B ランク：5年

C ランク：0年

2 対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給の1～2%の範囲で昇給行うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は1日150円（6km以上は1日200円）とし勤務日数に乗じた額を支給する。（上限なし）

なお、自宅から就業場所までの距離が3km未満・送迎付きの従業員は対象外とする。

公共交通機関利用者（事前申請者）については、定期代支給とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 「退職手当の受給に必要な最低勤続年数」

通達に定める「中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において最も回答割合の高かったもの(自己都合退職・会社都合退職のいずれも3年)

(2) 「退職時の勤続年数ごと(3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年)の支給月数」

「中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

(3) 事務系の職種及び食品製造の従業員は別表1-2の一般基本給・賞与等の額に当該割合(局長通達に準ずる)を乗じた額を一般退職金とする。(別表1-4)ただし、通達第3の4に基づき合算による比較により対応するものとする。(どちらの職種も派遣先への直接雇用が実現しやすく、退職金制度の適応時期を待たずに直接雇用の働きかけが行いやすいため)

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当については起算日を2020年4月1日とする。

(1) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(2) 最終就業日より30日を超えての就業については、前回の最終就業日を退職日とし、次の就業日初日を新たな入社日と定める。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 賃金の決定は年1回行う勤務評価を基に、職務の内容・成果・意欲・能力または経験などを公正に評価して行う。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「スタッフラインズ株式会社教育訓練実施計画」にしたがって実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については別途、労使で誠実に協議する。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期間は、2023年4月1日～2024年3月31日までの間とする。

※局長通達とは毎年示される最新の数値とする

2023年03月29日

スタッフラインズ株式会社 代表取締役 岩佐信義



過半数労働者代表者 大和 直子



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

通達に定める賃金構造基本統計調査(時給)		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年	5年	10年
(1321)	販売店員	1,076	1,486	1,627
(1371)	看護助手	998	1,378	1,509
(1385)	クリーニング職・洗張職	940	1,298	1,421
(1391)	飲食物調理従事者	1,017	1,404	1,538
(1403)	飲食物給仕従事者	1,027	1,418	1,553
(1406)	娯楽場等接客員	1,057	1,460	1,598
(1503)	食料品・飲料・たばこ製造従事者	1,006	1,389	1,521
(1505)	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	875	1,208	1,323
(1506)	木・紙製品製造従事者	999	1,380	1,510
(1508)	ゴム・プラスチック製品製造従事者	1,028	1,420	1,554
(1512)	電気機械器具組立従事者	964	1,331	1,458
(1553)	自動車整備・修理従事者	1,101	1,520	1,665
(1581)	機械検査従事者	1,076	1,486	1,627
(1615)	営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	1,091	1,507	1,650
(1649)	その他の定置・建設機械運転従事者	1,146	1,583	1,733
(1703)	その他の運搬従事者	1,112	1,536	1,681
(1711)	ビル・建物清掃員	880	1,215	1,331
通達に定める職業安定業務統計（時給）				
【25】	一般事務員	1,058	1,461	1,600
【31】	事務用機器操作の職業	1,083	1,496	1,637
【34】	営業の職業	1,258	1,737	1,902
【36】	介護サービスの職業	1,100	1,519	1,663
【46】	農業の職業	1,097	1,515	1,659
【54】	製品製造・加工処理	1,046	1,445	1,582
【62】	製品検査（金属除く）	1,028	1,420	1,554
【68】	その他の輸送の職業	1,137	1,570	1,719
【76】	清掃の職業	1,099	1,518	1,662
【77】	包装の職業	1,001	1,382	1,514
【78】	その他の運搬等の職業	1,102	1,522	1,666
均等均衡（吉田海運ロジソリューションズ株式会社）				
【68】	その他の輸送の職業	1100		
【79】	その他の運搬等の職業	900		

別表1-2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

地域調整（宮崎県 85.3%）を乗じた値

通達に定める賃金構造基本統計調査(時給)		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年	5年	10年
(1321)	販売店員	918	1,268	1,388
(1371)	看護助手	853	1,178	1,290
(1385)	クリーニング職・洗張職	853	1,178	1,290
(1391)	飲食物調理従事者	868	1,198	1,312
(1403)	飲食物給仕従事者	877	1,210	1,325
(1406)	娯楽場等接客員	902	1,246	1,364
(1503)	食料品・飲料・たばこ製造従事者	859	1,185	1,298
(1505)	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	853	1,178	1,290
(1506)	木・紙製品製造従事者	853	1,178	1,290
(1508)	ゴム・プラスチック製品製造従事者	877	1,212	1,326
(1512)	電気機械器具組立従事者	853	1,178	1,290
(1553)	自動車整備・修理従事者	940	1,297	1,421
(1581)	機械検査従事者	918	1,268	1,388
(1615)	営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	931	1,286	1,408
(1649)	その他の定置・建設機械運転従事者	978	1,351	1,479
(1703)	その他の運搬従事者	949	1,311	1,434
(1711)	ビル・建物清掃員	853	1,178	1,290
通達に定める職業安定業務統計（時給）				
【25】	一般事務員	903	1,247	1,365
【31】	事務用機器操作の職業	924	1,277	1,397
【34】	営業の職業	1,074	1,482	1,623
【36】	介護サービスの職業	939	1,296	1,419
【46】	農業の職業	936	1,293	1,416
【54】	製品製造・加工処理	893	1,233	1,350
【62】	製品検査（金属除く）	877	1,212	1,326
【68】	その他の輸送の職業	970	1,340	1,467
【76】	清掃の職業	938	1,295	1,418
【77】	包装の職業	854	1,179	1,292
【78】	その他の運搬等の職業	941	1,299	1,422

別表2 対象従業員の基本給の額

業種	等級	職務の内容	基本給額		対応する一般の 労働者の 平均的な賃金率	対応する一般の 労働者の能力・ 経験値
販売店員	A	目標設定・管理	1,388	Ⅳ	1,388	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,268		1,268	5年
	C	接客・販売・レジ	918		918	0年
看護助手	A	目標設定・管理	1,290	Ⅳ	1,290	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,178		1,178	5年
	C	看護助手	853		853	0年
クリーニング 職・洗張職	A	目標設定・管理	1,290	Ⅳ	1,290	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,178		1,178	5年
	C	一般作業員	853		853	0年
飲食物調理従事者	A	目標設定・管理	1,312	Ⅳ	1,312	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,198		1,198	5年
	C	一般調理	868		868	0年
飲食物給仕従事者	A	目標設定・管理	1,325	Ⅳ	1,325	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,210		1,210	5年
	C	客室・接客員	877		877	0年
娯楽場等接客員	A	目標設定・管理	1,364	Ⅳ	1,364	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,246		1,246	5年
	C	接客員	902		902	0年
紡織・衣類・繊維製品製造従事者	A	目標設定・管理	1,290	Ⅳ	1,290	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,178		1,178	5年
	C	一般調理	853		853	0年
木・紙製品製造従事者	A	目標設定・管理	1,290	Ⅳ	1,290	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,178		1,178	5年
	C	製造従事員	853		853	0年
ゴム・プラスチック 製品製造従事者	A	目標設定・管理	1,326	Ⅳ	1,326	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,212		1,212	5年
	C	製造従事員	877		877	0年
電気機械器具組立従事者	A	目標設定・管理	1,290	Ⅳ	1,290	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,178		1,178	5年
	C	機械の組み立て	853		853	0年
自動車整備・ 修理従事者	A	目標設定・管理	1,421	Ⅳ	1,421	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,297		1,297	5年
	C	自動車の分解・修理・整備	940		940	0年
機械検査従事者	A	目標設定・管理	1,388	Ⅳ	1,388	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,268		1,268	5年
	C	検査・品質管理	918		918	0年
営業用貨物自動車運転者 (大型車を除く)	A	目標設定・管理	1,408	Ⅳ	1,408	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,286		1,286	5年
	C	運転者作業員	931		931	0年
その他の定置・ 建設機械運転従事者	A	目標設定・管理	1,479	Ⅳ	1,479	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,351		1,351	5年
	C	運搬・仕分け作業員	978		978	0年
その他の運搬従事者	A	目標設定・管理	1,434	Ⅳ	1,434	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,311		1,311	5年
	C	運搬・仕分け作業員	949		949	0年
ビル・建物清掃員	A	目標設定・管理	1,290	Ⅳ	1,290	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,178		1,178	5年
	C	清掃作業員	853		853	0年
営業の職業	A	目標設定・管理	1,623	Ⅳ	1,623	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,482		1,482	5年
	C	コンピューター操作員・データ入力	1,074		1,074	0年
介護サービスの職業	A	目標設定・管理	1,419	Ⅳ	1,419	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,296		1,296	5年
	C	介護作業員	939		939	0年
農業の職業	A	目標設定・管理	1,416	Ⅳ	1,416	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,293		1,293	5年
	C	一般作業員	936		936	0年
製品製造・加工処理	A	目標設定・管理	1,350	Ⅳ	1,350	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,233		1,233	5年
	C	製造・加工作業員	893		893	0年
製品検査（金属除く）	A	目標設定・管理	1,326	Ⅳ	1,326	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,212		1,212	5年
	C	検査・品質管理	877		877	0年
その他の輸送の職業	A	目標設定・管理	1,467	Ⅳ	1,467	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,340		1,340	5年
	C	運送作業	970		970	0年
清掃の職業	A	目標設定・管理	1,418	Ⅳ	1,418	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,295		1,295	5年
	C	清掃作業員	938		938	0年
包装の職業	A	目標設定・管理	1,292	Ⅳ	1,292	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,179		1,179	5年
	C	梱包作業	854		854	0年
その他の運搬等の職業	A	目標設定・管理	1,422	Ⅳ	1,422	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,299		1,299	5年
	C	運搬・仕分け作業員	941		941	0年
退職金上乗せ						
食料品・飲料・ たばこ製造従事者	A	該当なし	1,363	Ⅳ	1,363	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,245		1,245	5年
	C	製造従事員	902		902	0年
一般事務員	A	目標設定・管理	1,434	Ⅳ	1,434	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,310		1,310	5年
	C	一般事務作業員	949		949	0年
事務用機器操作の職業	A	目標設定・管理	1,467	Ⅳ	1,467	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,341		1,341	5年
	C	コンピューター操作員・データ入力	971		971	0年

※上記金額は宮崎県地域指数（85.3％）を乗じた値とする

※地域調整した結果、宮崎の地域別最低賃金853円を下回っている業種に関しては地域別最低賃金を基準値（0年）の額とする

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
支給率 (月額)	自己都合退社	0.59	1.12	2.57	4.28	6.32	8.50	10.41
	会社都合退社	0.85	1.44	3.22	5.27	7.57	9.81	11.92

(資料出所) 「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金)に同調査に

おいて退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
支給率 (月額)	自己都合退社	0.59	1.12	2.57	4.28	6.32	8.50	10.41
	会社都合退社	0.85	1.44	3.22	5.27	7.57	9.81	11.92

ⅡV

別表3 (再掲)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
支給率 (月額)	自己都合退社	0.59	1.12	2.57	4.28	6.32	8.50	10.41
	会社都合退社	0.85	1.44	3.22	5.27	7.57	9.81	11.92

(備考)

- 1.退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する。
- 2.退職手当の支給に必要な最低勤務継続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。
- 3.会社都合退社とは、1ヶ月前の予告なしに退社を命じる事。ただし、解雇、他の派遣先を紹介した場合にはこれに該当しない事とする